

READY-MIXED CONCRETE



令和3年度版

品質管理監査の まとめ

神奈川県生コンクリート品質管理監査会議



中立性・公正性・透明性のある 品質管理監査制度を推進します。

中立性とは… 監査結果の判断が、広く公正に収集されたデータに基づいて行われ、個人的判断（恣意）が入らないこと。

公正性とは… 監査結果が客観的で、一貫性を持ち、偏っていないこと。

透明性とは… 監査方法、監査結果、評価の過程、仕組みについて第三者が容易に認識できること。（監査結果の公開）

令和3年度版 品質管理監査のまとめ

Contents

ご挨拶	2
品質管理監査制度	3
令和3年度品質管理監査結果	9
品質管理監査合格工場名簿	13

ご挨拶



神奈川県生コンクリート品質管理監査会議 議長

菊池 雅史

明治大学 元教授

神奈川県生コンクリート品質管理監査会議は、国土交通省をはじめとする学・官・産から選出された委員により構成された会議体です。品質管理の監査にあたっては「全国統一品質管理監査基準」に準拠して、主監査員は第三者機関に委託し、公正で中立性・透明性を確保して、活動を続けております。監査の実施計画の立案や監査結果については、監査会議で厳正な討議を重ね、それらの成果として、年度末に会議で承認された監査結果をとりまとめて、発刊し、公表しております。以上の活動は、日本建築学会、土木学会をはじめ、官公庁や建設業界等から高い評価を得てまいりました。

さて、この数年間はニューコロナ禍の世界的なパンデミクスにより、影が薄くなっていますが、2018年時点の我が国で「喫緊の課題とされていた問題」を思い起こしておく必

要があります。その1として「超高齢社会。人口減少社会における経済活動の大幅な縮退」、その2として「巨大地震による壊滅的被害の発生」、その3として「竣工後50年以上を経過する国家資産・個人資産（インフラ施設）の老朽化に伴う更新工事」があります。このいずれも、我が国の将来の「持続的発展」には避けて通れぬ課題であり、かつこの対応施策の中で最重要建設資材の位置を占めると思われるのが「コンクリート」といえます。

このような将来予測にたち、神奈川県生コンクリート品質管理監査会議では、今後も厳正かつ適正に品質管理監査制度の推進に努めてまいります。関係各位におかれましては今後ともよろしくご指導・ご鞭撻、ご協力の程、お願い申し上げます。



神奈川県生コンクリート工業組合 理事長

大久保 健

日頃より、当組合員の製品に対し、格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。また、生コンクリート品質管理監査制度に多大なるご理解を賜りありがとうございます。

近年、各地で地震や集中豪雨等による大災害が頻繁に発生して、防災体制の整備強化「いわゆる国土強靭化」が急務となっております。このような状況の下、コンクリートが重要な基礎資材であるという認識が改めて社会に提起され、浸透しつつあることは誠に心強い限りです。

さて、神奈川県の品質管理監査でございますが、第三者機関に主監査員を委託し、公正で中立性を確保するとともに、全国統一品質管理監査基準に基づき監査して、神奈川県生コンクリート品質管理監査会議の議決を経て、監査の評価を決定しております。

令和3年度の監査につきましては、7月末～9月末で行う計画にしておりましたが、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発出されている間の監査を延期したため、主に10、11月で実施することになりました。49工場を監査し、全工場合格となりました。また、各工場の監査結果を本冊子にて

公表して、透明性の確保に努めています。監査結果は、減点法による表記としていますので、マイナス点が付与されている場合がありますが、これは、短所となった部分の改善を図ることを目的とし、品質レベルの維持向上に取り組んでいくことをご理解いただければと存じます。

合格工場には合格証が交付されるとともに、「適合マーク」の使用が認められます。この「適合マーク」は日本建築学会、土木学会をはじめ、官公庁や建設業界等から高い評価を得ておらず、皆様に安心してご使用いただけるものと確信しております。

今後も当組合では、品質管理監査制度の事務局活動はもとより、生コンクリートの品質の向上と安定を図るため、更なる努力を重ねてまいります。

需要家の皆様におかれましては、本冊子により「品質管理監査制度」へのご理解を深めていただくことをお願い申し上げますとともに、是非とも監査合格工場の製品を優先してご使用いただきますようお願い申し上げます。

品質管理監査制度

学・官・産の第三者によりつて、中立性のある監査を行っています。



神奈川県生コンクリート品質管理監査会議構成メンバー

(令和4年1月20日現在)

議長	菊池 雅史	明治大学理學部	元教授
副議長	出雲 淳一	関東学院大学理學部	教授
委員	飯田 久典	国土交通省 関東地方整備局 横浜国道事務所	工事品質管理官
	佐久間孝司	国土交通省 関東地方整備局 京浜河川事務所	工事品質管理官
	鈴木 誠	国土交通省 関東地方整備局 京浜港湾事務所 沿岸防災対策室	沿岸防災対策官
	浅野 雄一	神奈川県 県土整備局 都市部 技術管理課	課長
	上野 慶	横浜市財政局 公共施設・事業調整課	担当課長
	箕輪 秀生	川崎市建設緑政局 総務部 技術監理課	課長
	兼杉龍一郎	相模原市都市建設局 技術監理課	課長
	森田 和良	(一社)神奈川県建設業協会	
	小松 正道	(一社)神奈川県建築士事務所協会	
	松尾 達也	神奈川県生コンクリート工業組合	副理事長
	岩間 豊	神奈川県生コンクリート工業組合	副理事長
	橋本 吉倫	神奈川県生コンクリート工業組合	副理事長
	沼田 正信	神奈川県生コンクリート工業組合	副理事長
	勝間田慶喜	神奈川県生コンクリート工業組合	副理事長
	城所 卓明	神奈川県生コンクリート工業組合 技術委員長	監査統括責任者
	白石 篤雄	神奈川県生コンクリート工業組合 技術委員	副監査統括責任者
	池田 明	神奈川県生コンクリート工業組合 技術委員	副監査統括責任者
	牛尾 一博	神奈川県生コンクリート工業組合 技術委員	

神奈川県生コンクリート品質管理監査会議開催 上期 令和3年6月18日

下期 令和4年1月20日

品質管理監査制度

◎マーク

全国生コンクリート品質管理監査会議が承認した監査合格工場を示す識別標識を、配合計画書の表紙に貼付する。



◎マーク

品質管理監査合格証

神奈川県生コンクリート品質管理監査会議（地区会議）が監査の結果を判定基準に照らして審査を行い、これを満足する工場に対して発行するもので、有効期間は4月から翌年3月までとする。



品質管理監査合格証例

監査員の委嘱

地区会議の議長が、組合員及びセメントメーカーなどから、コンクリート主任技士又はこれと同等以上の技術・資質を有すると認めたものを監査員として委嘱している。また、平成14年度から更に監査の中立性、透明性を高めるために外部監査員を導入し、平成20年度からは外部監査員が全工場に主監査員として立入っている。

立入監査

地区会議において総合的な監査計画を立案、公正な監査と効率的にその実態を把握するために、必要な重点チェックポイントを記載した「チェックリスト」に基づいて、立入監査を行っている。

また、立入監査の公正性を期するため、監査員2名1組としている。

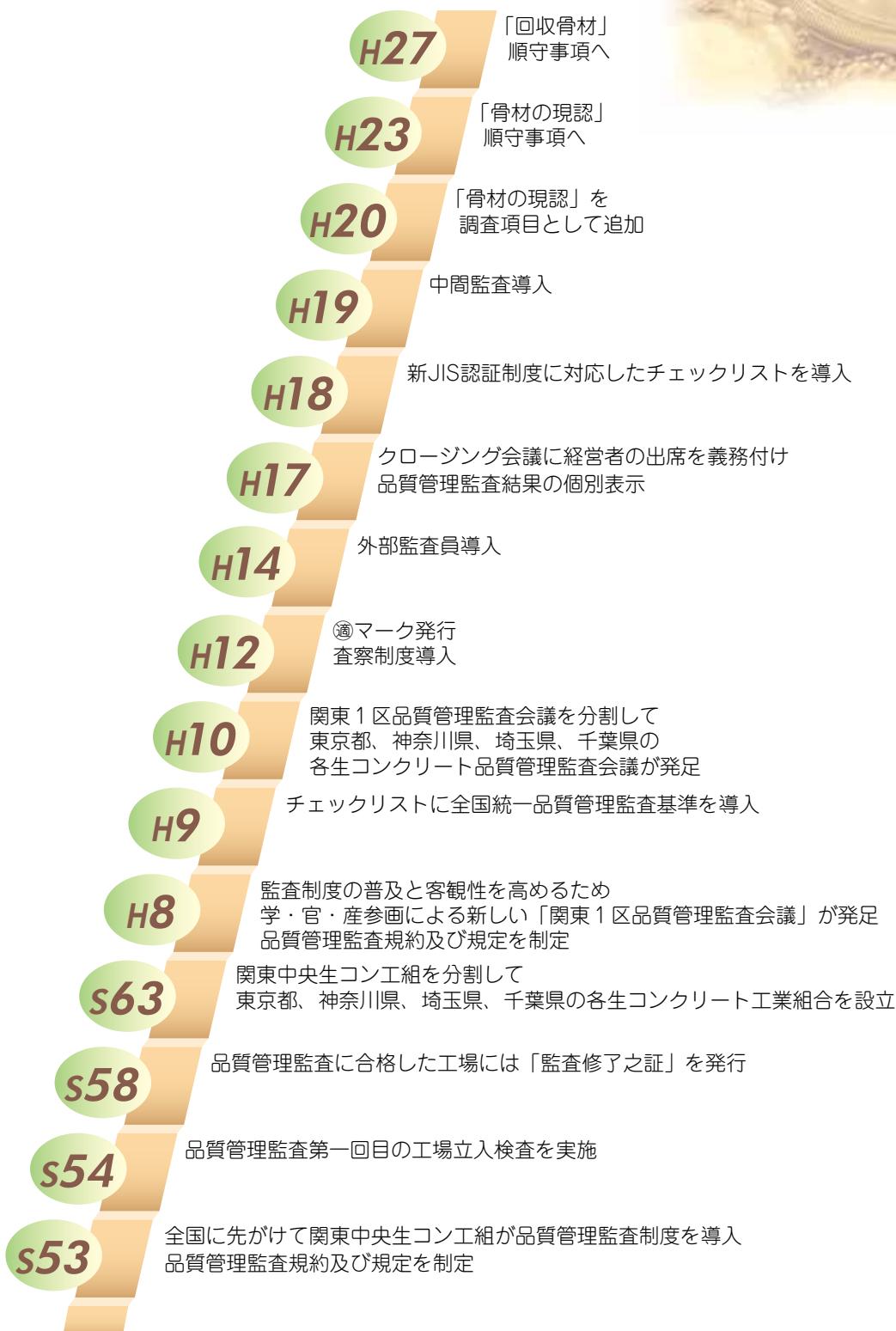
監査員の研修会

品質管理監査統括責任者が、立入監査に先立ち、監査員に監査方針、及び内容について説明し、検査に個人差が生じないよう指導、研修を行っている。

指定試験場

立入監査における供試体には、地区会議名捺印のある特製証紙が挿入され、成形後、全生工組連認定の東京都生コンクリート工業組合共同試験場（2022年1月1日付 ISO/IEC17025認定更新）に搬入し、養生後、圧縮強度試験を行っている。

時代のニーズに応えた監査内容にレベルアップ 信頼度の高い制度を目指します。



適合判定基準と評価

① 全国統一適合判定基準

評価項目の分類		評価基準別減点数(1項目当たり)			評価項目数 (119項目)
		A	B	C	
1種	実地調査項目（コンクリート温度は除く）及び品質への大きな影響が懸念される項目	0		10	1項目
		0		15	3項目
		0	0	不適合	1項目
		0	4	不適合	2項目
		0	8	不適合	2項目
		0	10	不適合	3項目
		0		不適合	4項目
2種	コンクリートの品質に影響する項目（JIS A 5308、JIS Q 1001、JIS Q 1011に規定されている項目）	0		4	4項目
		0	2	4	10項目
		0		8	62項目
		0	4	8	4項目
3種	コンクリートの品質に影響する項目（JIS A 5308、JIS Q 1001、JIS Q 1011に規定されていないが、必要な事項）	0		4	2項目
		0	2	4	9項目
		0		8	9項目
		0	4	8	3項目
	望ましい事項	減点対象外			11項目

注：実地調査における圧縮強度比が、 S_L に対して1.50以上は1点減点とする。

評価基準

適合	減点数の合計が20点以下であること 評価項目のうち、材料の計量精度、圧縮強度、スランプ又はスランプフロー及び空気量、塩化物含有量、コンクリート技士等、QMR、製品の適合性確認、セメント入荷時の確認、骨材入荷時の確認、貯蔵骨材の現認、強度�査、セメントの品種別貯蔵が不適合でないこと
不適合	減点数の合計が20点を超える場合 上記1種評価項目で不適合となった場合

実地調査

材料の計量精度

判定基準	評価
初回検査で全材料が適合	A
再検査で全材料が適合	B
再検査でも適合しない材料がある	C

圧縮強度

判定基準	評価
S_L 以上	A
0.85 S_L 以上且つ3回の試験結果の平均が S_L 以上	B
0.85 S_L 未満	C

スランプ又はスランプフロー及び空気量

判定基準	評価
最初の検査で適合	A
再検査で適合	B
再検査でも不適合	C

注： S_L =呼び強度

コンクリート温度

判定基準	評価
適合している	A
適合していない	C

塩化物含有量

判定基準	評価
0.30kg/m ³ 以下	A
0.30kg/m ³ を超える	C

容積

判定基準	評価
納入書に記載した容積以上	A
納入書に記載した容積を下回る	C

② 地区会議評価基準と処置方法

調査項目		総括的事項・個別的事項・実地調査	
適合	合格	減点数0点の場合	
	改善指導	減点数の合計が1点～20点の場合 改善結果を報告書にまとめて提出させ、内容を地区会議で審議の上、適合・不適合を判定する	
不適合	改善勧告	実地調査を含めた減点数の合計が20点を超える場合 議長名にて改善を勧告し、改善結果を報告書にまとめて提出させ、内容を地区会議で審議の上、適合・不適合を判定する	全国基準第1種12項目に不適合がある場合 改善を勧告し、改善結果を報告書にまとめて提出させ再監査を実施、内容を地区会議で審議の上、適合・不適合を判定する ただし、製品の適合性確認、セメント入荷時の確認、貯蔵骨材の現認、強度検査及び圧縮強度のC評価については、再監査による評価の見直しを行わない

全国統一品質管理監査評価基準と他基準との対比

総括的事項の調査(19項目)

全国統一品質管理監査調査事項	判定			JIS A5308 要求事項	JIS Q1011 要求事項	JIS Q 9001 要求事項
	A	B	C			
品質方針		-2	-4		● *1)	● 5.1リーダーシップ及びコミットメント, 5.2.1.品質方針の確立, 5.2.2品質方針の伝達
マネジメントレビュー		-2	-4			● 9.3マネジメントレビュー
クロージング会議			-8			● *2)
責任と権限		-2	-4		● *1)	● 5.3組織の役割, 責任及び権限
品質管理業務の標準化		-2	-4		● *1)	● 6.1リスク及び機会への取組み, 6.2品質目標及びそれを達成するための計画策定
社内規格の見直し		-2	-4		● *1)	● 6.3変更の計画
コンクリート技士等		-10	不適			● 7.2力量, 7.3認識
QMR		-10	不適		● *1)	● 5.3組織の役割, 責任及び権限
教育・訓練		-2	-4		● *1)	● 7.2力量, 7.3認識
是正処置		-2	-4		● *1)	● 10.2不適合及び是正処置
予防処置		-2	-4		● *1)	● 6.1リスク及び機会への取組み
不適合品の管理			-4		● *1)	● 10.2不適合及び是正処置
苦情処理		-2	-4		● *1)	● 10.2不適合及び是正処置
環境保全			-8			● 5.1リーダーシップ及びコミットメント
産業廃棄物処理		-4	-8			● 5.1リーダーシップ及びコミットメント
排水管理			-8			● 5.1リーダーシップ及びコミットメント
文書の識別		-2	-4			● 7.5.3文書化した情報の管理
記録の識別		-2	-4		● *1)	● 7.5.3文書化した情報の管理
ASR試験記録の永久保存		-2	-4			● 7.5.3文書化した情報の管理

個別的事項の調査(94項目)

全国統一品質管理監査調査事項	判定			JIS A5308 要求事項	JIS Q1011 要求事項	JIS Q 9001 要求事項
	A	B	C			
製品の要求品質			-8	●	●	● 8.1運用の計画及び管理
製品の適合性確認			不適	●	●	● 9.1.3分析及び評価
契約内容の確認		-2	-4			● 8.2.3製品及びサービスに関する要求事項のレビュー
契約内容の伝達		-2	-4			● 8.2.3製品及びサービスに関する要求事項のレビュー
容積の管理基準			-8	●	●	● 8.2.2製品及びサービスに関する要求事項の明確化
容積の検査			-8	●	●	● 9.1監視・測定、分析及び評価
配合設計手順			-8		●	● 8.3.2設計・開発の計画
設計インプット事項			-8		●	● 8.3.3設計・開発へのインプット
標準配合表			-8		●	● 8.3.5設計・開発からのアウトプット
配合変更条件			-8		●	● 8.3.6設計・開発の変更
配合修正条件			-8		●	● 8.3.6設計・開発の変更
基礎資料			-8	●	●	● 8.3.3設計・開発へのインプット
セメントの要求品質等			-8	●	●	● 8.4外部から提供されるプロセス、製品及びサービスの管理
セメントの受入検査		-4	-8		●	● 8.4外部から提供されるプロセス、製品及びサービスの管理
セメントの圧縮強さ			-8		●	● 8.4外部から提供されるプロセス、製品及びサービスの管理
セメント入荷時の確認		-4	不適		●	● 8.4外部から提供されるプロセス、製品及びサービスの管理
骨材の要求品質等			-8	●	●	● 8.4外部から提供されるプロセス、製品及びサービスの管理
骨材の受入検査		-4	-8		●	● 8.4外部から提供されるプロセス、製品及びサービスの管理
骨材入荷時の確認		-4	不適		●	● 8.4外部から提供されるプロセス、製品及びサービスの管理
貯蔵骨材の現認			不適			● 8.4外部から提供されるプロセス、製品及びサービスの管理
骨材のアルカリシリカ反応抑制対策			-8	●	●	● 8.5.1製造及びサービス提供の管理
人工軽量骨材の保管管理			-8		●	● 8.5.1製造及びサービス提供の管理
納入業者からの骨材購入			-8		●	● 8.4外部から提供されるプロセス、製品及びサービスの管理
あらかじめ混合した骨材			-8	●		● 8.2.1顧客とのコミュニケーション
回収骨材			-8	●	●	● 8.5.1製造及びサービス提供の管理
水の要求品質等			-8	●	●	● 8.4外部から提供されるプロセス、製品及びサービスの管理
水の検査			-8		●	● 8.4外部から提供されるプロセス、製品及びサービスの管理
混和材料の要求品質等			-8	●	●	● 8.4外部から提供されるプロセス、製品及びサービスの管理
混和材料の受入検査		-4	-8		●	● 8.4外部から提供されるプロセス、製品及びサービスの管理
JISに規定されていない混和材料の受入検査			-8		●	● 8.4外部から提供されるプロセス、製品及びサービスの管理
付着モルタル及びスラッジ水に用いる安定剤の受入検査			-8		●	● 8.4外部から提供されるプロセス、製品及びサービスの管理
目標品質の明確化			-8		●	● 8.5.1製造及びサービス提供の管理
骨材の粗粒率・実積率			-8		●	● 8.5.1製造及びサービス提供の管理
骨材の併用			-8	●	●	● 8.5.1製造及びサービス提供の管理
細骨材の表面水率			-8	●	●	● 8.5.1製造及びサービス提供の管理
粗骨材の表面水率			-8	●	●	● 8.5.1製造及びサービス提供の管理
スラッジ固体分率管理			-8	●	●	● 8.5.1製造及びサービス提供の管理
人工軽量骨材の含水率			-8		●	● 8.5.1製造及びサービス提供の管理
回収骨材の使用方法及び置換率			-8	●	●	● 8.5.1製造及びサービス提供の管理
材料計量方法			-8		●	● 8.5.1製造及びサービス提供の管理
動荷重検査			-8	●	●	● 8.5.1製造及びサービス提供の管理

全国統一品質管理監査調査事項	判 定			JIS A5308 要求事項	JIS Q1011 要求事項	JIS Q 9001 要求事項
	A	B	C			
計量記録の整備		-8	●	●	●8.5.1製造及びサービス提供の管理	
練混ぜ方法		-8	●	●	●8.5.1製造及びサービス提供の管理	
スランプ・容積の目視		-8		●	●9.1監視、測定、分析及び評価	
スランプ又はスランプフロー検査		-8		●	●9.1監視、測定、分析及び評価	
強度検査		不適		●	●9.1監視、測定、分析及び評価	
空気量検査		-8		●	●9.1監視、測定、分析及び評価	
塩化物含有量検査		-8		●	●9.1監視、測定、分析及び評価	
単位容積質量(軽量)		-8		●	●9.1監視、測定、分析及び評価	
コンクリート温度		-8		●	●9.1監視、測定、分析及び評価	
高強度コンクリートの単位水量		-8		●	●9.1監視、測定、分析及び評価	
運搬時間	-4	-8	●	●	●8.5.4保存	
残水の排出		-15			●6.1リスク及び機会への取組み、8.1運用の計画及び管理	
ドラム内への加水禁止		-15			●6.1リスク及び機会への取組み、8.1運用の計画及び管理	
雨水対策	-2	-4			●6.1リスク及び機会への取組み、8.1運用の計画及び管理	
誤納防止		-15			●6.1リスク及び機会への取組み、8.1運用の計画及び管理	
納入書		-8	●	●	●5.1.2顧客重視	
付着モルタル再利用		-8	●	●	●8.5.1製造及びサービス提供の管理	
セメント貯蔵設備		-8	●	●	●7.1.3インフラストラクチャ、8.5.2識別及びトレーサビリティ	
セメントの品種別貯蔵		-8	不適		●6.1リスク及び機会への取組み、8.1運用の計画及び管理、8.5.2識別及びトレーサビリティ	
骨材貯蔵設備		-8	●		●7.1.3インフラストラクチャ、8.5.2識別及びトレーサビリティ	
細骨材貯蔵設備の上屋		-4	-8		●7.1.3インフラストラクチャ、8.5.1製造及びサービス提供の管理	
粗骨材貯蔵設備の上屋		-2	-4		●7.1.3インフラストラクチャ、8.5.1製造及びサービス提供の管理	
コンベアのカバー		-4	-8		●7.1.3インフラストラクチャ、8.5.1製造及びサービス提供の管理	
骨材のプレウェッティング設備		-8	●	●	●7.1.3インフラストラクチャ、6.1リスク及び機会への取組み、8.1運用の計画及び管理、8.5.2識別及びトレーサビリティ	
骨材受入・供給システム	-2	-4			●7.1.3インフラストラクチャ、6.1リスク及び機会への取組み、8.1運用の計画及び管理、8.5.2識別及びトレーサビリティ	
混和材料貯蔵設備		-8	●	●	●7.1.3インフラストラクチャ、8.5.2識別及びトレーサビリティ	
静荷重検査		-8		●	●7.1.5監視及び測定のための資源	
電気式校正器		-8		●	●7.1.5監視及び測定のための資源	
容量変換装置		-8			●7.1.5監視及び測定のための資源	
細骨材表面水率補正装置		-8	●		●7.1.5監視及び測定のための資源	
粗骨材表面水率補正装置			-4		●7.1.5監視及び測定のための資源	
混和剤過剰添加防止装置		-2	-4		●6.1リスク及び機会への取組み、8.1運用の計画及び管理、8.5.2識別及びトレーサビリティ	
計量印字記録装置		-2	-4	●	●7.1.5監視及び測定のための資源	
ミキサ練混ぜ性能		-8	●	●	●8.5.1製造及びサービス提供の管理	
運搬車性能検査		-8	●	●	●8.5.4保存	
スラッシュ水の濃度測定器具又は装置		-8	●	●	●7.1.5監視及び測定のための資源	
スラッシュ水濃度調整設備		-4	●	●	●7.1.3インフラストラクチャ	
スラッシュ水の自動演算装置		-8			●7.1.5監視及び測定のための資源	
安定化スラッシュ水の製造設備		-8	●	●	●7.1.3インフラストラクチャ	
検査設備		-8		●	●7.1.5監視及び測定のための資源	
試し練りミキサ		-4			●8.3.3設計・開発へのインプット	
機器の設定の保護		-8		●	●7.1.5監視及び測定のための資源	
養生水槽の管理		-8	●		●7.1.3インフラストラクチャ	
機器の校正		-8		●	●7.1.5監視及び測定のための資源	
校正状態の識別		-8			●7.1.5監視及び測定のための資源	
材料試験の外注		-8		●	●8.4外部から提供されるプロセス、製品及びサービスの管理	
製造設備管理の外注		-8		●	●8.4外部から提供されるプロセス、製品及びサービスの管理	
検査設備管理の外注		-8		●	●8.4外部から提供されるプロセス、製品及びサービスの管理	
運搬車性能試験の外注		-8		●	●8.4外部から提供されるプロセス、製品及びサービスの管理	
運搬の外注		-8		●	●8.4外部から提供されるプロセス、製品及びサービスの管理	
工程管理試験の外注		-8		●	●8.4外部から提供されるプロセス、製品及びサービスの管理	
製品試験の外注		-8		●	●8.4外部から提供されるプロセス、製品及びサービスの管理	
容積試験の外注		-8		●	●8.4外部から提供されるプロセス、製品及びサービスの管理	

実地調査(6項目)

全国統一品質管理監査調査事項	判 定			JIS A5308 要求事項	JIS Q1011 要求事項	JIS Q 9001 要求事項
	A	B	C			
材料の計量精度		-8	不適			
圧縮強度		0	不適			
スランプ又はスランプフロー及び空気量		-10	不適			
コンクリート温度			-8			
塩化物含有量			不適			
容積			-10			

*1) JIS Q1001 : 2020(適合性評価・日本産業規格への適合性の認証・一般認証指針) 附属書B(規定) 品質管理体制の審査の基準 B.1審査の基準(A)
4のイ,ニ,5のイ及びロにおける要求事項。

*2) JIS Q19011 : 2019(マネジメントシステム監査のための指針)6.4.10 最終会議の実施における要求事項。

令和3年度品質管理監査結果について

令和3年度の品質管理監査は、地区会議で策定した品質管理監査計画に基づき、「全国統一品質管理監査」及び「査察」を次のとおり実施した。

1) 「全国統一品質管理監査」

対象工場：49工場（58プラント）

期間：令和3年7月29日～11月19日

監査の中立性・公正性・透明性を高めるために主監査員を外部機関に委託して全工場の監査を実施した。

監査は「全国統一品質管理監査基準チェックリスト」に基づいて130項目の調査を行い、使用骨材については種別・種類・産地などの現認を行った。評価方法は監査基準の達成度により、A、B、C又はA、Cの減点法で評価した。

監査結果は減点0が46工場、減点を受けた工場が3工場あった。減点のあった工場に対しては改善報告書提出及び指導を行い、受審した全49工場（58プラント）が地区会議で合格の承認を得た。合格工場に対しては、「全国生コンクリート品質管理監査会議」から[◎]マーク使用の承認を得た後、地区会議議長名で「品質管理監査合格証」を交付した。

2) 「査察」

対象工場：5工場

期間：令和3年4月2日～4月16日

令和2年度合格工場の品質確保及び維持状況を確認するため、無作為に抽出した5工場について無通告で査察を実施した。材料の計量精度、圧縮強度、スランプ及び空気量、コンクリート温度、塩化物含有量、容積、受入骨材の見本との比較並びに配合の妥当性確認（単位水量）について調査し、5工場全てが基準値に適合しており、品質が確保・維持されていることが確認された。

3) 「中間監査」

対象工場：49工場

期間：令和3年5月及び令和4年2月

中間監査は安定した製品を提供することを目的に2回実施した。材料の計量精度、圧縮強度、スランプ及び空気量、コンクリート温度、塩化物含有量、容積並びに使用骨材の調査を実施し、全ての工場が基準を満足していた。

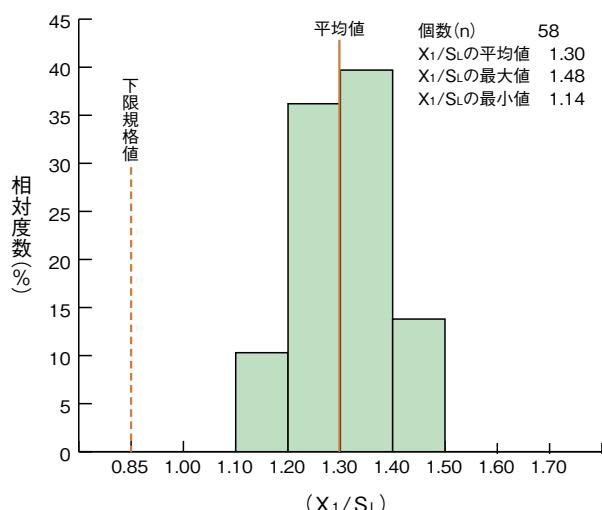
生コン工場の技術者数（名）

項目	年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
工場数		51	50	50	50	49
試験担当者		201	200	223	218	224
コンクリート資格保有者	診断士	18	18	17	19	18
	主任技士	96	99	100	103	101
	技士	232	233	237	230	221
品質管理責任者資格保有者		210	217	226	230	228
公害防止資格保有者	粉じん	161	160	168	173	173
	水質	66	63	64	61	57
	振動	8	8	7	7	8
	騒音	11	9	11	10	8
	騒音・振動	6	5	5	6	5

（令和3年11月19日現在）

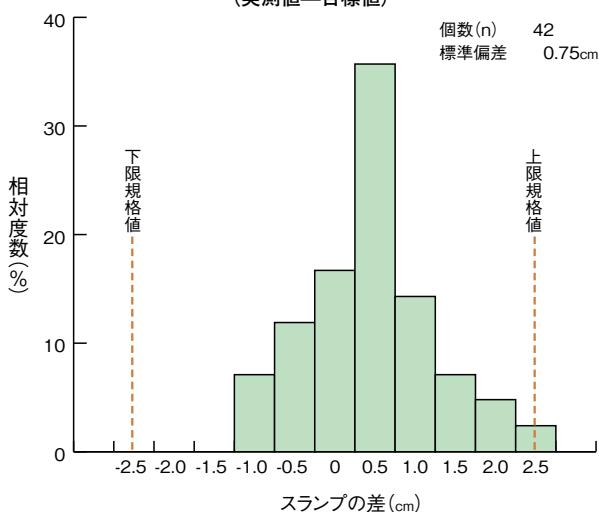
令和3年度品質管理監査実地調査結果

圧縮強度(X_1)と呼び強度(S_L)の対比のヒストグラム



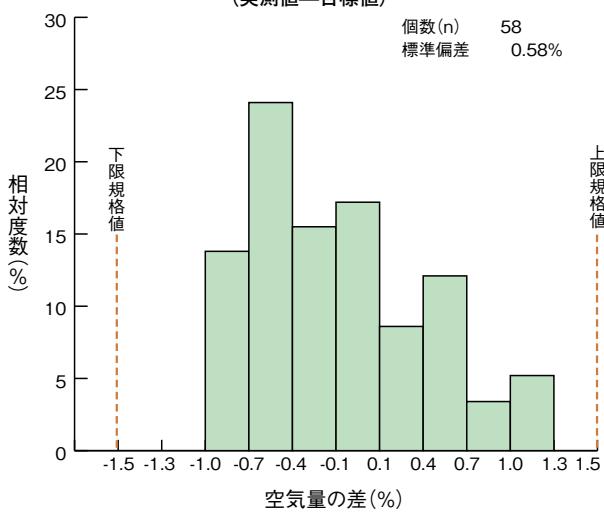
スランプの差のヒストグラム

(実測値—目標値)

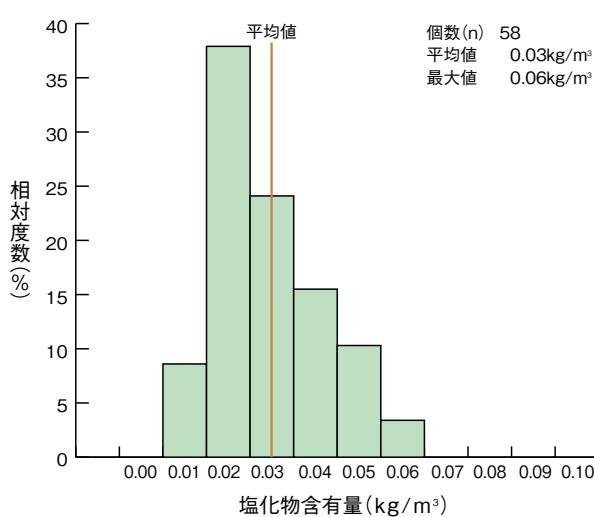


空気量の差のヒストグラム

(実測値—目標値)

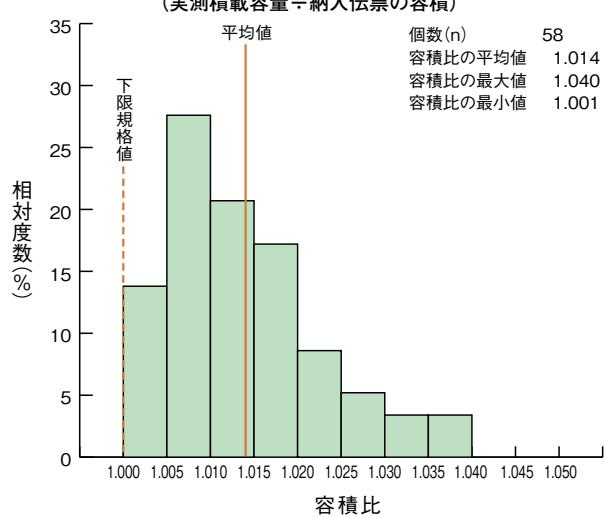


コンクリートの塩化物含有量のヒストグラム



コンクリートの容積比のヒストグラム

(実測積載容量 ÷ 納入伝票の容積)



令和3年度品質管理監査結果事項別減点表

(五十音順)

会社・工場名	総括的 事 項	個別的事 項	実地 調査	本年度減点 合計	減 点 対 象 事 項	改善 指導後(1)
厚木生コン(株)	0	0	0	0		0
(株)内山アドバンス 磯子工場	0	0	0	0		0
(株)内山アドバンス 横浜工場	0	0	0	0		0
小田原生コン(株)	0	0	0	0		0
(株)金井産業	-2	0	0	-2	教育・訓練	0
神奈川秩父レミコン(株) 本社工場	0	0	0	0		0
神奈川菱光コンクリート(株)	0	0	0	0		0
(株)金子コンクリート	0	0	0	0		0
川崎宇部生コンクリート(株) 川崎工場	0	0	0	0		0
関東宇部コンクリート工業(株) 相模原工場	0	0	0	0		0
関東宇部コンクリート工業(株) 溝の口工場	0	0	0	0		0
関東宇部コンクリート工業(株) 横浜工場	0	0	0	0		0
(株)岸田	0	0	0	0		0
草川沼家生コン(株)	0	0	0	0		0
港北菱光コンクリート工業(株)	0	0	0	0		0
(株)坂本茂商店 坂本生コン	0	0	0	0		0
桜ヶ丘生コン(株)	0	0	0	0		0
三和石産(株) 藤沢工場	0	0	0	0		0
相武生コン(株) 横浜工場	0	0	0	0		0
第一コンクリート(株) 港北工場	0	0	0	0		0
第一コンクリート(株) 相模原工場	0	0	0	0		0
第一コンクリート(株) 本牧工場	0	0	0	0		0
第一コンクリート(株) 横浜工場	0	0	-8	-8	材料の計量精度	-8
(株)大陽コンクリート 浮島工場	0	0	0	0		0
(株)大陽コンクリート 京浜工場	0	0	0	0		0
太陽湘南コンクリート(株)	0	0	0	0		0
(株)多摩 川崎工場	0	0	0	0		0
鶴見菱光(株)	0	0	0	0		0
東京エスオーシー(株) 横浜工場	0	0	0	0		0
(株)東伸コーポレーション	0	0	0	0		0
中泉商事(株) 泉谷生コン	0	0	0	0		0
中井生コン(株)	0	0	0	0		0
(株)長澤商店 堀山下工場	0	0	0	0		0

会社・工場名	総括的事項	個別の事項	実地調査	本年度減点合計	減点対象事項	改善指導後(1)
西東京相模生コンクリート(株)	0	0	0	0		0
箱根セントラル生コン(株)	0	0	0	0		0
平川宇部生コンクリート(株)	0	0	0	0		0
藤沢生コン(株)	0	0	0	0		0
二葉建設(株) 生コン部	0	0	0	0		0
細野コンクリート(株)	0	0	0	0		0
前田工業(株)	0	0	0	0		0
(株)丸晶産業	0	0	0	0		0
溝口瀬谷レミコン(株) 瀬谷レミコン工場	0	-8	0	-8	細骨材の表面水率	0
溝口瀬谷レミコン(株) 溝ノロレミコン工場	0	0	0	0		0
宮松工スオーシー(株) 川崎工場	0	0	0	0		0
山一興産(株) 相模工場	0	0	0	0		0
山一興産(株) 横浜工場	0	0	0	0		0
横須賀生コンクリート(株)	0	0	0	0		0
横浜工スオーシー(株) 横浜工場	0	0	0	0		0
横浜コンクリート(株)	0	0	0	0		0

(注) (1)改善指導後の減点数は、議長が承認した是正措置後の修正減点数である。
減点数合計が20点を超えるものは不合格である。

品質管理監査合格工場名簿

会社・工場名	所在地	電話番号	FAX番号
【横浜市】鶴見区			
株坂本茂商店 坂本生コン 鶴見菱光(株) 横浜エスオーシー(株) 横浜工場	〒230-0073 横浜市鶴見区獅子ヶ谷2-38-32 〒230-0053 横浜市鶴見区大黒町7-76 〒230-0053 横浜市鶴見区大黒町7-81	045-573-6061 045-521-5821 045-511-3541	045-573-6087 045-502-1730 045-503-1297
中区			
第一コンクリート(株) 本牧工場	〒231-0812 横浜市中区錦町7	045-621-1191	045-622-6662
保土ヶ谷区			
横浜コンクリート(株)	〒240-0022 横浜市保土ヶ谷区西久保町6	045-331-8661	045-331-7799
磯子区			
株内山アドバンス 磯子工場 関東宇部コンクリート工業(株) 横浜工場	〒235-0017 横浜市磯子区新磯子町8 〒235-0017 横浜市磯子区新磯子町11-1	045-755-2391 045-753-5766	045-755-2494 045-753-5767
金沢区			
(株)金子コンクリート	〒236-0003 横浜市金沢区幸浦2-5-2	045-784-5921	045-701-3366
港北区			
株内山アドバンス 横浜工場 株岸田 山一興産(株) 横浜工場	〒222-0001 横浜市港北区樽町2-6-30 〒223-0051 横浜市港北区箕輪町2-2-7 〒222-0001 横浜市港北区樽町3-9-31	045-543-5711 045-562-2101 045-548-0811	045-543-6125 045-562-7403 045-548-2397
神奈川区			
(株)丸晶産業	〒221-0864 横浜市神奈川区菅田町2753	045-470-6200	045-470-6339
都筑区			
港北菱光コンクリート工業(株) 第一コンクリート(株) 港北工場	〒224-0043 横浜市都筑区折本町419-1 〒224-0053 横浜市都筑区池辺町4739	045-471-7841 045-931-2251	045-471-8227 045-933-9250
戸塚区			
第一コンクリート(株) 横浜工場 株東伸コーポレーション	〒244-0802 横浜市戸塚区平戸1-17-20 〒245-0053 横浜市戸塚区上矢部町2066	045-822-3461 045-815-1175	045-822-3466 045-811-1392
栄区			
東京エスオーシー(株) 横浜工場	〒247-0023 横浜市栄区長倉町1-13	045-891-7611	045-891-7619
瀬谷区			
相武生コン(株) 横浜工場 溝口瀬谷レミコン(株) 瀬谷レミコン工場	〒246-0007 横浜市瀬谷区目黒町10-4 〒246-0002 横浜市瀬谷区北町20-7	045-921-4621 045-921-6601	045-921-6364 045-921-5410
【川崎市】川崎区			
神奈川菱光コンクリート(株) 川崎宇部生コンクリート(株) 川崎工場 株大陽コンクリート 浮島工場 株大陽コンクリート 京浜工場	〒210-0826 川崎市川崎区塩浜2-11-2 〒210-0807 川崎市川崎区港町7-11 〒210-0862 川崎市川崎区浮島町11-3 〒210-0863 川崎市川崎区夜光1-1-1	044-288-2945 044-244-4401 044-288-0051 044-288-0286	044-270-1665 044-210-1271 044-277-3671 044-288-0170
中原区			
宮松エスオーシー(株) 川崎工場	〒211-0051 川崎市中原区宮内1-22-7	044-777-0184	044-740-1538
高津区			
神奈川秩父レミコン(株) 本社工場	〒213-0032 川崎市高津区久地845-1	044-833-2331	044-850-1915

会社・工場名	所在地	電話番号	FAX番号
【川崎市】高津区			
関東宇部コンクリート工業(株) 溝の口工場 株多摩 川崎工場	〒213-0013 川崎市高津区末長4-10-8 〒213-0032 川崎市高津区久地2-6-10	044-822-9435 044-833-7581	044-822-9123 044-850-1192
溝口瀬谷レミコン(株) 溝ノロレミコン工場	〒213-0031 川崎市高津区宇奈根764	044-844-1291	044-833-7753
【相模原市】中央区			
(株)金井産業	〒252-0244 相模原市中央区田名5977	042-761-0011	042-762-2107
関東宇部コンクリート工業(株) 相模原工場	〒252-0212 相模原市中央区宮下2-17-1	042-772-2191	042-772-2194
第一コンクリート(株) 相模原工場	〒252-0253 相模原市中央区南橋本4-2-27	042-772-4366	042-773-6883
西東京相模生コンクリート(株)	〒252-0253 相模原市中央区南橋本4-11-11	042-703-3434	042-703-1413
横須賀市			
草川沼家生コン(株)	〒238-0023 横須賀市森崎1-9-25	046-836-2221	046-836-2223
平川宇部生コンクリート(株)	〒239-0826 横須賀市長瀬3-10-5	046-842-3111	046-842-3116
横須賀生コンクリート(株)	〒237-0076 横須賀市船越町1-284	046-861-5251	046-861-0393
藤沢市			
三和石産(株) 藤沢工場	〒252-0823 藤沢市菖蒲沢仲之桜710	0466-48-5511	0466-48-5510
藤沢生コン(株)	〒252-0813 藤沢市龜井野2301	0466-80-6101	0466-80-6102
大和市			
桜ヶ丘生コン(株)	〒242-0025 大和市代官2-1-1	046-267-2457	046-267-2458
細野コンクリート(株)	〒242-0001 大和市下鶴間2767	046-275-6193	046-276-0673
座間市			
山一興産(株) 相模工場	〒252-0002 座間市小松原1-41-5	046-253-2222	046-254-6330
厚木市			
厚木生コン(株)	〒243-0807 厚木市金田1280	046-221-8000	046-221-8418
平塚市			
太陽湘南コンクリート(株)	〒254-0021 平塚市長瀬2-3	0463-21-5256	0463-21-5660
前田工業(株)	〒254-0082 平塚市東豊田480-35	0463-53-3070	0463-53-3073
秦野市			
(株)長澤商店 堀山下工場	〒259-1304 秦野市堀山下119-13	0463-87-3313	0463-87-3305
小田原市			
小田原生コン(株)	〒250-0854 小田原市飯田岡341	0465-36-1204	0465-36-1208
足柄上郡			
中泉商事(株) 泉谷生コン	〒258-0002 足柄上郡松田町神山931	0465-85-1888	0465-83-5553
中井生コン(株)	〒259-0141 足柄上郡中井町遠藤144	0465-81-0285	0465-81-0284
二葉建設(株) 生コン部	〒258-0113 足柄上郡山北町山北3090-4	0465-75-0738	0465-75-0193
足柄下郡			
箱根セントラル生コン(株)	〒250-0631 足柄下郡箱根町仙石原1141	0460-84-7722	0460-84-8698

関東1区地区本部の組織



関東1区地区本部

(216工場)

本部長 吉野 友康

〒273-8503 千葉県船橋市浜町2-16-1

TEL.047-431-9211

FAX.047-431-9215

埼玉県生コンクリート工業組合 (57工場)

理事長 堀川 和夫

〒336-0017 埼玉県さいたま市南区南浦和
3-17-5 埼玉中央生コン会館内
TEL.048-882-7993
FAX.048-883-3500
saitamakouso@zennama.or.jp

埼玉中央..... 30工場
埼玉北部..... 14工場
東関東..... 9工場
秩父..... 4工場

千葉県生コンクリート工業組合 (58工場)

理事長 勝呂 和彦

〒260-0045 千葉県千葉市中央区弁天
1-2-8 四谷学院ビル
TEL.043-207-6351
FAX.043-207-6353
chibakouso@zennama.or.jp

千葉中央..... 11工場
千葉西部..... 12工場
千葉北部..... 12工場
千葉県北総..... 8工場
東総..... 3工場
九十九里..... 6工場
アクア..... 5工場
安房..... 1工場

東京都生コンクリート工業組合 (52工場)

理事長 吉野 友康

〒104-0032 東京都中央区八丁堀2-26-9
〒273-8503 千葉県船橋市浜町2-16-1
TEL.047-431-9211
FAX.047-431-9215
info@tokyo-readyconkouso.jp

東京..... 26工場
三多摩..... 15工場
東関東..... 4工場
玉川..... 3工場
埼玉中央..... 3工場
島嶼..... 1工場

神奈川県生コンクリート工業組合 (49工場)

理事長 大久保 健

〒221-0844 神奈川県横浜市神奈川区
沢渡1-2 高島台第3ビル
TEL.045-311-5025
FAX.045-311-5026
kanagawakouso@zennama.or.jp

神奈川..... 23工場
湘南..... 13工場
玉川..... 5工場
神奈川西部..... 5工場
横須賀..... 3工場

(令和4年3月1日時点)

組合員工場数と監査合格工場数は違う場合もあります。